

(様式3-2) 調査研究活動記録票(先進地視察又は現地調査に要する経費)

NO.1

嬉野市議会議員

川内聖二

実施月日	令和元年10月28日(月)	
実施時間	10時00分～11時00分	
調査先	国土交通省 水管理・国土保全局防災課	
調査所在	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館 第8会議室	
調査の目的	講義 豪雨災害復旧事業について	
調査先担当者	国土交通省 水管理・国土保全局防災課企画専門官 小野一英 氏 災害査定管 細井俊一 氏 災害統計係長 平川貴士 氏	
内容・結果等	<p>◆ 国土交通省 災害復旧事業の主な流れ</p> <p>○災害査定を待たず、被災直後から応急工事が可能(応急工事も災害復旧事業の対象)。</p> <p>○地方公共団体の意向を踏まえ、災害緊急調査、事前打合せを実施、早期復旧を支援。</p> <p>○災害査定は、地方公共団体の準備ができ次第、全国から査定官を派遣して速やかに実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害終息後10日以内に概算被害額を報告、訂正を要する場合は1ヶ月以内に訂正報告、所定の期間内に報告できない場合は防災課に連絡し別途指示を受ける。 ・査定前に着工する箇所については、写真が被害が被災の事実を示す唯一の手段のものとなるので、被害状況等ができる限り分かる写真を撮影しておく。 <p>◆ 査定設計委託等補助制度・査定設計に要した費用の1/2を補助する。</p> <p>◆ 改良復旧事業について</p> <p>○改良復旧事業は、被災箇所の原型復旧のみでは再度災害の防止が十分でない場合において災害を受けていない箇所を含む一連区間の川幅を広げたり、堤防の嵩上げを行う等の施設機能強化を図る事業。</p> <p>○事業期間は、工種や事業費に応じ3～5年。</p> <p>○対象工種は、河川・海岸・砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止・道路・橋梁。</p> <p>【まとめ】近年、全国で50年に1度と言われるような豪雨等の自然災害が各地で立て続け発生し甚大な被害が起きている。国としては迅速な対応を取るために、災害査定を待たずとも被災直後からの応急(仮設)工事等や本工事の実施可能の説明を受けた。災害復旧事業に関しては対象となる全ての災害に対応ができ、復旧はしても同じような災害が起きるような箇所や施設に対しては、その施設等の能力を上げる復旧対策、例えば、河川断面を大きくするため護岸の嵩上げや河床を下げるなど改良復旧事業としても対応ができる説明を受けた。当市としては、二度と同じ災害が発生しないように災害箇所の能力向上を含めての対応処置を慎重に行って貰いたいと考える。</p>	
上記活動に要した経費	旅費・宿泊費	48,120
	研修費	0
	合 計	48,120

※裏面に領収書、開催通知等を貼付のうえ、実績報告書の支出明細に添付すること。

会議や研修等の資料についても整理保管すること

(様式3-2) 調査研究活動記録票(先進地視察又は現地調査に要する経費)

NO.2

嬉野市議会議員

川内聖二

実施月日	令和元年10月28日(月)		
実施時間	11時10分～12時10分		
調査先	農林水産省農村振興局		
調査所在	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館 第8会議室		
調査の目的	講義 豪雨災害復旧事業(農地・農業用施設等)について		
調査先担当者	農林水産省農村振興局防災課 課長補佐 中邨栄二郎 氏		
内容・結果等	<p>◆災害復旧事業(農地・農業用施設等)の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 主旨 災害復旧事業は、地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらに国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的。 事業内容 地震、豪雨等により被災した農地・農業施設及び海岸保全施設等の災害復旧を行う。 事業主体 国、都道府県、市町村、土地改良区等 補助率 国費率、補助率 農地50/100、農業用施設65/100等 ※農家1戸当たりの事業費により国費率、補助率の嵩上げ制度あり。(過去5ヶ年の実績をみると農地約95%、農業用施設約98%に嵩上げ) <p>◆災害復旧の対象</p> <ol style="list-style-type: none"> 農地・田(水田、わさび田)、畑で耕作の用に供されている土地、現に耕作している土地が対象。 農業施設・ため池、頭首工、水路、農道、揚水機、堤防、橋梁、農地保全施設。ただし受益戸数が2戸以上の施設であることが必要である。 <p>◆災害復旧事業の概要</p> <p>○異常な天然減少によって災害を蒙った農地。農業用施設のうち、1ヶ所の復旧工事費が40万以上のもの、被災箇所が150m以内の間隔で連続しているものが対象で、基本原型復旧の工事。 【まとめ】農地に関しても、近年の豪雨等による甚大な被害を受けている。こちらの事業も国土保全局防災課の事業と同じく、緊急性を伴うようなものに対しては査定を待たずに仮設工事や本工事ができる。暫定法の補助率の基本としては農地50%農業用施設65%だが、激甚法に指定されれば嵩上げ率が適用され農家負担が軽減される。このように営農地だと災害復旧の対象になるが、耕作放棄地となれば対象外だ、営農は無理でも除草作業を行い営農待ちの形を取れば対象地と成る説明を受けたので、このような方法もあることを所有者に周知して貰いたいと考える。</p>		
	上記活動に要した経費	経費の内容	支払先
旅費・宿泊費			No.1に記載
研修費			
合計			0

※裏面に領収書、開催通知等を貼付のうえ、実績報告書の支出明細に添付すること。

会議や研修等の資料についても整理保管すること